

東浦町空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、もって町民の安全かつ安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 町民は、適切に管理されていないと思われる空家等を発見したときは、町長にその情報を提供するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第4条 町長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫している場合と認めるときは、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収するものとする。

(関係機関との連携)

第5条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、令和7年7月4日から施行する。